

使用前検査申請内容の変更について

東北電原技第10号

2024年2月19日

原子力規制委員会 殿

仙台市青葉区本町一丁目7番1号

東北電力株式会社

取締役社長 社長執行役員

樋口 康二郎

平成22年12月17日付け東北電原技第9号をもって申請しました使用前検査申請書（平成23年3月11日付け東北電原技第12号，平成23年4月4日付け東北電原技第1号，平成27年7月24日付け東北電原技第5号，令和2年4月23日付け東北電原技第5号，2022年3月30日付け東北電原技第7号および2023年9月28日付け東北電原技第7号にて使用前検査申請内容の変更について提出）の記載内容を変更しましたので，実用発電用原子炉の設置，運転等に関する規則第15条第3項の規定により次のとおり変更の内容を説明する書類を提出します。

## 1. 変更内容

### 1. 1 使用前検査申請書

女川原子力発電所 第2号機 原子炉本体

使用前検査申請番号

東北電原技 第 9号 (平成22年12月17日) ※1

※1 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の11第1項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

使用前検査申請書の変更の内容を説明する書類番号

東北電原技 第12号 (平成23年 3月11日) (1回目) ※2

東北電原技 第 1号 (平成23年 4月 4日) (2回目) ※2

東北電原技 第 5号 (平成27年 7月24日) (3回目)

東北電原技 第 5号 (令和 2年 4月23日) (4回目)

東北電原技 第 7号 (2022年 3月30日) (5回目)

東北電原技 第 7号 (2023年 9月28日) (6回目)

※2 原子力規制委員会設置法の附則第3条第2項の規定により、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第15条第3項の規定に基づいた行為とみなすものとされている。

(変更前)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時  期 日 (四号) 自 2024年 3月 至 2024年 5月 (五号) 2024年 6月  場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年 6月

(変更後)

検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所	工事の工程 (四号) 発電用原子炉の臨界反応操作を開始することができる状態になった時 (五号) 工事の計画に係る全ての工事が完了した時  期 日 (四号) 自 2024年 7月 至 2024年 9月 (五号) 2024年 10月  場 所 女川原子力発電所
申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期	2024年 10月

1. 2 添付書類－1 工事の工程に関する説明書  
添付書類のとおり

1. 3 添付書類－2 工事の工程における放射線管理に関する説明書  
変更なし

## 2. 変更理由

工事の工程の変更に伴い、「検査を受けようとする工事の工程、期日及び場所」および「申請に係る発電用原子炉施設の使用の開始の予定時期」を変更する。

以 上

工事の工程に関する説明書

(変更前)

年 月 項目	2024年					
	1月	2月	3月	4月	5月	6月
ガドリニア濃度変更9×9燃料(A型)採用工事				四 全燃料装荷後の炉内配置確認検査 四 全燃料装荷時の原子炉停止余裕検査		五 炉心性能評価

工事の工程に関する説明書

(変更後)

年 月 項目	2024年					
	5月	6月	7月	8月	9月	10月
ガドリニア濃度変更9×9燃料(A型)採用工事				四 全燃料装荷後の炉内配置確認検査 四 全燃料装荷時の停止余裕確認検査		五 定格電気出力又は定格熱出力における原子炉関係検査